

利 用 者 負 担 額 に つ い て

幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援を総合的に進めることを目的として、平成27年度から「子ども・子育て支援新制度」が施行されることに伴い、木津川市は、認定区分（1・2・3号）ごとに利用者負担額を設定する必要があります。

【認定区分】

子どもの年齢	状況	認定区分		利用施設
満3歳以上	保育を必要としない家庭	1号認定	教育標準時間	幼稚園 認定こども園
	就労等により保育を必要とする家庭	2号認定	保育標準時間	保育所 認定こども園
満3歳未満	就労等により保育を必要とする家庭		保育短時間	
	3号認定	保育標準時間	保育所 認定こども園 地域型保育事業	
		保育短時間		

1. 基本的な考え方

現時点での国から示された内容に基づき、次のとおりとする。

- (1) 1号認定子ども（私立幼稚園利用者）については、基準を新たに設ける必要があり、国の利用者負担額のイメージを基本として決定する。
- (2) 2号認定子ども・3号認定子どもの保育料については、現行制度の利用者負担額と整合性がとれるように設定する。
- (3) 2号認定子ども・3号認定子どもの保育料については、保育標準時間・保育短時間の区分を設定する。
- (4) 階層区分を算定する際の所得基準を、市町村民税額とする。
- (5) 認定区分ごとに、施設・事業の種別を問わず、同一の利用者負担額とする。

2. 保育料体系の考え方等について

(1) 教育標準時間認定（1号認定子ども）

1号認定子ども（私立幼稚園利用者）については、保育認定子どもの利用者負担額と整合性を図り、国の利用者負担額のイメージを基本として決定する。※

(2) 保育認定（2号・3号認定子ども）

ア. 年齢区分を、国基準にあわせて、3歳未満・3歳以上の2区分とする。

イ. 保育短時間の利用者負担額は、国の保育標準時間に対する保育短時間の利用者負担額の減少率及び当該区分の給付単価を限度とすることを考慮し、決定する。※

ウ. 地域型保育事業の利用者負担額については、施設・事業の種類を問わず、同一の水準と示されていることから、本市においても保育認定を受けた子どもと同一の利用者負担額とする。

※国の利用者負担額のイメージでは、第2・第3階層における利用者負担の減免（現行の保育料にあっては、ひとり親世帯・障害児（者）のいる世帯等を要件とする）措置が示されていないため、今後、国の動向が示された段階で考慮する。

3. 利用者負担額基準額表（案）について

別紙1のとおり

4. その他

ア. 現行の多子軽減措置については、幼稚園・保育所において異なっているため、注意が必要である。

イ. 幼児教育無償化の観点から、5歳児の利用者負担が無償化される可能性があり、影響を考慮する必要がある。